

## 弟子屈 e たびクーポン加盟店規約

### (総則)

第1条 本規約は、弟子屈 e たびクーポン加盟店（以下「加盟店」という）が、その店舗、施設等において第2条に定める電子券による商品またはサービスの提供等（以下「商品提供等」という）を行う場合の、摩周湖観光協会と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。

### (定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 「加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書にて摩周湖観光協会に申し込み、摩周湖観光協会が承認した個人、法人及び団体をいいます。
- (2) 「電子券」とは、対象地域の加盟店にて、原則として、取得から365日間に限って利用出来る弟子屈町が発行する弟子屈 e たびクーポンをいいます。
- (3) 「利用者」とは、弟子屈町が規定した「弟子屈 e たびクーポン利用者規約」を承諾のうえ、電子券を加盟店で利用する者をいいます。
- (4) 「電子券取引」とは、利用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額を電子券で取引することをいいます。
- (5) 「電子券取引精算」とは、加盟店と摩周湖観光協会が本契約に基づき、電子券取引に対する精算をいいます。
- (6) 「消し込み」とは、利用者が電子券を加盟店で利用した際に、電子スタンプを使ってスマートフォンへ押印すること等により、電子券を利用済み登録又は金額減算することをいいます。
- (7) 「電子スタンプ」とは、利用者が電子券を利用した際に、加盟店が電子券の消し込み等を行うために利用するスタンプ形状の電子機器をいいます。

### (加盟店)

第3条 加盟店は、電子券が利用できる店舗、施設（以下「電子券取扱店舗」という）をあらかじめ摩周湖観光協会に所定の書面をもって申請し、摩周湖観光協会の承認を得るものとします。摩周湖観光協会は申請を承認した場合、加盟店舗証を付与します。なお、電子券取扱店舗の追加、脱退についても同様とします。

- 2 加盟店は、加盟店舗証を店内の消費者が良く見える場所に掲示し、加盟店ポスター等掲示物は消費者が良く見える場所に掲示するものとします。
- 3 加盟店は、摩周湖観光協会から電子券の取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。

- 4 加盟店は、摩周湖観光協会が電子券の利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
- 5 加盟店は、電子スタンプ、加盟店舗証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に利用してはならないものとし、これを第三者に利用させてはならないものとします。
- 6 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、摩周湖観光協会が支給した備品を速やかに返却するものとします。

#### (届出事項の変更)

- 第4条 加盟店は、摩周湖観光協会に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により摩周湖観光協会へ届出、承認を得るものとします。
- 2 前項の届出がないために、摩周湖観光協会からの通知または送付書類、換金精算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

#### (地位の譲渡等)

- 第5条 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 2 加盟店は、加盟店の摩周湖観光協会に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

#### (業務の委託)

- 第6条 摩周湖観光協会は本事業に係る業務を第三者に委託できるものとする。その場合第三者が摩周湖観光協会と協議した方法で加盟店との対応を取り行うものとします。
- 2 加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
  - 3 前項にかかわらず、摩周湖観光協会が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
  - 4 前項により摩周湖観光協会が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務及び責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して摩周湖観光協会に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して摩周湖観光協会の損害を賠償するものとします。

- 5 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に摩周湖観光協会の承諾を得るものとします。

(加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等)

第7条 加盟店は、本規約及び摩周湖観光協会が別途提供する電子券取扱マニュアルに基づき商品提供等を行うものとします。

- 2 加盟店は、有効な電子券を提示した利用者に対し、電子券の取扱いを拒絶したり、現金客と異なる代金を請求したり、電子券の取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、電子券の利用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
- 3 加盟店は、有効な電子券の利用者から電子券の取扱いまたは商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、加盟店と電子券の利用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
- 4 加盟店は、電子券取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。
  - (1) 電子券利用画面
  - (2) 電子券利用金額
  - (3) 電子券に電子スタンプが押印され、利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時
- 5 加盟店は、システムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、電子券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも摩周湖観光協会は責任を負わないものとします。
- 6 加盟店は、以下の場合は、電子スタンプによる消し込みは行わず加盟店毎に個別に割り当てた数字で消し込みを実施するものとします。
  - (1) 電子スタンプの故障により消し込み行為が行えないことで電子券取引が行えない場合
- 7 摩周湖観光協会は、電子スタンプによる消し込みがあった場合に、摩周湖観光協会が定める日にデータを更新します。なお、加盟店は、売上額日計及び振込金額を必ず確認するものとします。
- 8 加盟店は、1件の電子券取引として処理されるものを、金額の分割等により複数の電子券取引にすることを禁じます。
- 9 加盟店は、摩周湖観光協会の指示を遵守するものとします。

(電子スタンプ)

第8条 摩周湖観光協会は、加盟店に電子スタンプ1台を2,000円(税抜)で貸与します。ただし、令和7年3月31日までは無償貸与となります。

- 2 加盟店は、摩周湖観光協会の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、電子スタンプを利用及び保管するものとします。
- 3 加盟店は、電子スタンプを修理、修復する必要があるときは、摩周湖観光協会へ速やかに報告し、その後の対応は摩周湖観光協会の指示に従うこととする。ただし、加盟店の責めに帰すべき事由により紛失・故障等した場合には費用負担が発生することがあるものとします。
- 4 加盟店は、電子スタンプの設置場所を移動する場合には、あらかじめ摩周湖観光協会に届出等を行うものとします。
- 5 加盟店は、加盟店解約及び取消時には、貸与されている電子スタンプを全て摩周湖観光協会に返却するものとします。

(取引の取り消し及び返金の禁止)

第9条 加盟店は、電子券取引の取り消しを申し出た利用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととします。

(対象商品等)

第10条 電子券は、加盟店が取扱うふるさと納税返礼品の地場産品基準に該当する商品提供等について利用できるものとします。ただし、別表第1に該当するものは対象外とします。

(釣り銭)

第11条 加盟店は電子券取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われないものとします。

(商品等の引き渡し)

第12条 加盟店は、商品提供等行う場合、電子券の利用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。加盟店は、商品提供等行う当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合には、電子券の利用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。

(利用上限額)

第13条 加盟店の業種により、利用者との電子券取引金額の上限は以下のとおりとします。

- (1) 宿泊、アクティビティ、料飲 上限なし
- (2) 上記以外の業種については対象外

(電子券の不正利用等)

第14条 加盟店は、提示された電子券の真贋に疑義があった場合には、電子券提示者または利用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに摩周湖観光協会に連絡するものとし、

- 2 加盟店は、提示された電子券の金額に対して電子スタンプで消し込みを実施する際、第7条第4項第3号のスタンプ印が表示されない場合、または、利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時が表示されない場合には、利用者に対して電子券の取引を行ってはならないものとし、
- 3 万が一、加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとし、
- 4 偽造、変造、模造された電子券に起因する売上等が発生し、摩周湖観光協会が電子券の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとし、また、加盟店は、摩周湖観光協会から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上等に対する被害届を提出するものとし、

#### (売上債権の譲渡)

第15条 本契約に基づき加盟店が摩周湖観光協会に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、摩周湖観光協会は当該債権を摩周湖観光協会所定の手続きに従って処理するものとし、摩周湖観光協会は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとし、

#### (換金手数料及び精算)

第16条 加盟店は、電子券取引精算額の5%に相当する額（以下「換金手数料」という）を摩周湖観光協会に支払うものとし、ただし、摩周湖観光協会の会員については2%とし、令和7年3月31日までは無料とし、

- 2 摩周湖観光協会が加盟店に対し支払う電子券取引精算代金は、摩周湖観光協会が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に摩周湖観光協会に到着した取引データに係る売上金額の総額を加盟店からの請求とみなし、換金手数料及び口座振込手数料を差し引いた金額を、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとし、

#### (加盟取消し)

第17条 加盟店が以下の事項に該当する場合、摩周湖観光協会は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合摩周湖観光協会に生じた損害を加盟店が賠償するものとし、

- (1) 加盟店または加盟店の従業員及び加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき

- (2) 加盟店申込書等加盟の際に摩周湖観光協会に提出した書面に虚偽の申請があったとき
  - (3) 差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
  - (4) 加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると摩周湖観光協会が判断したとき
  - (5) 加盟店が摩周湖観光協会の信用を失墜させる行為を行ったと摩周湖観光協会が判断したとき
  - (6) 加盟店として不相当と摩周湖観光協会が判断したとき
- 2 加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取消しを受けた場合には、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、摩周湖観光協会が支給した備品を速やかに返却するものとします。

(買戻特約等)

第 18 条 加盟店が本契約に違反し電子券取引を行った疑いがあると認めた場合は、摩周湖観光協会は調査が完了するまで電子券取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、電子券取引精算を取消しまたは解除することができるものとします。なお加盟店は摩周湖観光協会の調査に協力するものとします。調査が完了し、摩周湖観光協会が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、摩周湖観光協会は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、摩周湖観光協会は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

(反社会勢力との取引拒絶)

第 19 条 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

- (1) 暴力団（その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の

- 維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、生活の安全に脅威を与える者）
  - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、社会の安全に脅威を与える者）
  - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）

- 2 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると摩周湖観光協会が認めた場合、摩周湖観光協会は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合摩周湖観光協会に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。また、この場合、摩周湖観光協会は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、電子券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとしします。
- 3 加盟店が第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると摩周湖観光協会が認めた場合には、摩周湖観光協会は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、電子券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとしします。なお、この場合には、摩周湖観光協会は遅延損害金を支払う義務を負わないものとしします。
- 4 摩周湖観光協会は加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく電子券取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があつた場合には、加盟店は、電子券取引を行うことができないものとしします。

（電子券の利用停止）

第20条 加盟店が第7条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）に違反、第17条（加盟取消し）に該当した場合、及び第19条（反社会的勢力との取引拒絶）に違反した場合、または該当する疑いがあると摩周湖観光協会が認めた場合、摩周湖観光協会は契約を解除するか否かにかかわらず、電子券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとしします。なお、この場合には、摩周湖観光協会は遅延損害金を支払う義務を負わないものとしします。

（有効期間）

第21条 本規約の有効期間は令和7年3月31日までとします。ただし、加盟店または摩周湖観光協会が期間満了1ヶ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出がないときは、本契約は1年間更新し、以後はこの例によるものとしま

す。

(規約の変更)

第 22 条 摩周湖観光協会は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。

(合意管轄裁判所)

第 23 条 加盟店は、電子券に関して摩周湖観光協会との間に紛争が生じた場合、釧路地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

(準拠法)

第 24 条 本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

別表第 1

区 分	事 例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第 1 項 5 号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯 出資や債務の支払い、事業所間の支払い	・ 店舗型性風俗特殊営業 ・ 店舗型電話異性紹介営業 ・ 無店舗型性風俗特殊営業 ・ 無店舗型電話異性紹介営業 ・ 映像送信型性風俗特殊営業 ・ パチンコ、マーチャン等 出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
消費拡大につながらないもの	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等
その他、摩周湖観光協会が不適切と判断する取引	